

【様式 2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	都市整備部 建築指導課
------	-------------

事案番号	11726
実施事案名	松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>現在、松山市では、松山駅周辺土地区画整理事業区域内の商業地域で、土地の高度利用へ誘導を行い高次の商業・業務機能等の集積強化を図るとともに、健全で魅力的な都市環境の保持を目指して、ラブホテルを含む風営法第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の建築物を制限する「松山駅周辺特別業務地区」を特別用途地区に追加するため、「松山市特別用途地区建築条例」の一部改正を検討しています。</p> <p>しかし、建築基準法及び風営法上「ラブホテル」の用途の判断が難しい、いわゆる「類似ラブホテル」が建築される場合、この「松山市特別用途地区建築条例」や、現行の「松山市特定ホテル建築規制条例」では、規制することができません。そこで、「類似ラブホテル」の建築を規制するため、松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正を行います。</p> <p>つきましては、松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正（案）について、広く市民の皆様からのご意見をいただくため、市民意見公募（パブリックコメント）を実施します。</p>
策定根拠となる法令等	なし
政策等の案の関係資料	松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正（案）の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

--